令和7年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 鬼怒川3堰用水計画補足検討業務

特別 仕様 書(当初)

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

令和7年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 鬼怒川3堰用水計画補足検討業務(以下、「本業務」という。)は、農林水産省農村振興局制定「調査・測量・設計業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記事項及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条

本業務は、利根川水系鬼怒川に位置する鬼怒川中部地区、鬼怒中央地区及び鬼怒川南部地区に 係る営農状況、土地利用状況を確認し用水計画の補足検討を行うものである。

(場 所)

第1-3条

本業務において対象とする場所は、栃木県宇都宮市ほか8市町地内及び茨城県筑西市ほか6市町地内で別添施行位置図に示すとおりである。

(地区概要)

第1-4条

各地区の概要は次のとおりである。

【鬼怒川中部地区概要】

事業工期 昭和 32 年度~昭和 41 年度

受益面積 8,779ha (水田 8,779ha)

取水施設 佐貫頭首工

関係河川 一級河川利根川水系鬼怒川(水源:自流)

【鬼怒中央地区概要】

事業工期 昭和53年度~平成7年度

受益面積 3,008ha (水田 2518.0ha、畑 490.0ha)

取水施設 岡本頭首工

関係河川 一級河川利根川水系鬼怒川(水源:自流及び川治ダム)

【鬼怒川南部地区概要】

事業工期 昭和 40 年度~昭和 50 年度

受益面積 9,070.6ha (水田 9,070.6ha)

取水施設 勝瓜頭首工

関係河川 一級河川利根川水系鬼怒川(水源:自流)

(一般事項)

第1-5条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

(1)受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条

(1) 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理

士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木
		農業-農業農村工学
	農業	農業土木
		農業農村工学
博士	当該業務に関連す	
	る学術部門	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(担当技術者)

第1-7条

担当技術者は共通仕様書第1-8条によるものとする。

(照查技術者)

第1-8条

(1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理 士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木
		農業-農業農村工学
	農業	農業土木
		農業農村工学
博士	当該業務に関連す	
	る学術部門	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。

また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(配置技術者の確認)

第1-9条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務 計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職 員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第1-10条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

作業の基本事項に関しては「土地改良事業計画設計基準」を優先して適用する。他の図書を適用する場合には監督職員の指示を受けるものとする。なお、業務の期間内において適用する図書に改訂があった場合は、監督職員と協議するものとする。

(貸与資料)

第2-2条

貸与資料は下記のとおりとし、これ以外にも必要な資料があるときは監督職員と協議するものとする。

0 0		
資 料 名	数量	備考
鬼怒川中部地区水利使用協議図書(現行水利使用)	1式	
鬼怒中央地区水利使用協議図書(現行水利使用)	1式	
鬼怒川南部地区水利使用協議図書(現行水利使用)	1式	
現行水利使用 用水計算プログラム	1式	
平成 28 年度国営造成施設水利管理事業 鬼怒川三堰用 水形態調査検討その他業務 報告書	1式	
平成 29 年度国営造成施設水利管理事業 鬼怒川三堰用 水形態調査検討業務 報告書	1式	
平成 30 年度国営造成施設水利管理事業 鬼怒川三堰用 水形態調査検討その他業務 報告書	1式	
平成 17 年度利根川水系土地改良調査管理 鬼怒川流域水循 環解析及び河川協議補足説明資料作成業務 報告書	1式	
平成 25 年度利根川水系土地改良調査管理 鬼怒川三堰用水 計画検討業務 報告書	1式	
平成 26 年度利根川水系土地改良調査管理 鬼怒川流域水田 還元率評価分析業務 報告書	1式	
平成 27 年度農業水利基本調查 水田還元率評価分析業務 報告書	1式	
平成 29 年度利根川水系土地改良調査管理 鬼怒川流域水田 還元量検証業務 報告書	1式	
平成 31 年度農業生産基盤整備事業 分布型水循環モデル を用いた流況検討業務	1式	
令和2年度 利根川水系土地改良調査管理 農業水利基 本調査 鬼怒川流域検討業務 報告書	1式	
令和3年度 利根川水系土地改良調査管理 農業水利基 本調査	1式	

鬼怒川流域検討業務 報告書		
令和4年度 国営造成施設水利管理事業鬼怒川流域用水	1式	
計画等検討業務		
令和5年度 国営造成施設水利管理事業鬼怒川流域用	1 +	
水計画等補足検討業務	1 式	
令和6年度 国営造成施設水利管理事業 鬼怒川流域	1式	
河川協議速説明資料等作成業務		
平成 18 年度~平成 25 年度 鬼怒川流域水路等水位データ	1式	

(貸与資料の取扱い)

第2-3条

第2-2条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1)貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、 監督職員と協議するものとする。
- (2)貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- (3) その他必要な資料については、監督職員と協議するものとする。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙「作業項目内訳表」に示すものとする。

作 業 項 目(設計業務)	数量	備考
1. 準備作業	1式	
2. 用水諸元の整理	1式	
3. 水源計画の確認	1式	
4. 慣行水利権の確認	1式	
5. 用水計画の検討	1式	
6. 照査		
7. 点検とりまとめ	1式	

(作業の留意点)

第3-2条

本業務における作業は、次の事項を留意するものとする。

- (1) 第2-1条、第2-2条及び共通仕様書に示す適用する図書、貸与資料並びに受 注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (2) 現地調査に当っては、監督職員及び関係機関と連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施出来るように配慮しなければならない。

(技術提案の履行)

第3-3条

技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第1-11条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確

認にあっては、業務完了時までに履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。 なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

(1) 打合せ時期

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ(各地区の用水諸元整理後段階) 第3回 中間打合せ(各地区の用水計画の検討段階)

最終回 報告書作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、 その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

(2) 打合せ場所 WEB 会議 (オンライン) による。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- 1) 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副 2 部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に 基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) により別途 1 部を提出するものとする。
- 2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。
- 3) その他監督職員が指示するもの1式

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

千葉県柏市根戸 471-65

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。

- (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (4) 履行期間の変更が生じた場合。
- (5) 関係機関等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。
- (6) 旅費交通費における宿泊費が確定した場合
- (7) その他重要な変更が生じた場合。

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(別紙)

作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業数量
1. 準備作業		
1-1. 資料収集	本業務の実施に当たり必要な既存資料の収集及 び貸与資料の内容の把握を行う。	1式
1-2. 現地調査	本業務の実施に当たり必要な現地調査を行う。	1式
2. 用水諸元の整理		
2-1. 受益面積の整理	令和6年度に整理した受益面積を基に、転用面 積等を確認し、用水ブロック別、土壌タイプ別に 受益面積を整理する。	1式
2-2. 営農状況の整理	水稲の栽培暦、各市町の水田収益力強化ビジョン等を確認し、主な作付品種、作付作期について、令和6年度に整理した内容を更新する。 各市町の農業振興計画から畑の主な作物、作付体型、作付時期について、令和6年に整理した内容を更新する。	1式
2-3. 地区内利用可能量の 確認	鬼怒川中部地区ほ場整備地区内で水位確認中の 湧水の地区内利用状況の確認を行う。 地区内利用可能量の整理に当たっては、学識経 験者の助言を求めるものとする。	1式
3. 水源計画の確認	河川流量及び流域からの還元量を確認し、佐貫 頭首工、岡本頭首工及び勝瓜頭首工地点の流量、 鬼怒川本線の利用可能量を確認する。なお、水源 計画の整理に当たっては、学識経験者の助言を求 めるものとする。	1式
4. 慣行水利権の確認	鬼怒川中部地区の慣行水利権(西鬼怒川 13 取水口)の令和2年度~令和6年度の水位データを確認し、計画取水量を整理する。	1式
5. 用水計画の検討		
5-1.計画基準年の確認	降雨量等から計画基準年の確認を行い、設定する。なお、岩井法による確率年計算を行うものとし、1/10確率年を基準年とすることを基本とする。	1式
5-2. 水収支計算の実行	令和6年度の水収支計算結果を踏まえ、上記で整理した用水諸元に基づき、必要水量を算定し、雨なし、雨ありの水収支計算を実施する。 ・現行水収支計算の実施(雨あり(基準年)、雨なし) ・変更水収支計算の実施(雨あり(基準年)、雨なし)	1式
6. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施 し、照査報告書の作成を行う。	1式
7. 点検とりまとめ	上記の各項目の点検・とりまとめ及び報告の作 成を行う。	1式
	· -	